

## 「社会福祉法人うしおだを支える会」会則

### (名称)

第1条 この会は、「社会福祉法人うしおだを支える会」と称し、事務所を社会福祉法人うしおだ事務局内に置く。

### (目的)

第2条 この会は、社会福祉法人うしおだの事業や運営に側面から援助・協力することによって、地域の介護・福祉の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)地域住民が安心して住み続けられる街づくりの推進。
- (2)法人・事業所の事業や運営，職員の研修・研究への資金援助。
- (3)地域のなかで、ボランティアなど介護・福祉の担い手を育てる取り組み。
- (4)社会保障制度を学び、制度の充実を求める取り組み。
- (5)その他必要と認められる事業。

### (組織)

第4条 この会は、前条の目的に賛同し、所定の入会金を納入した者をもって組織とする。

- (1)正会員(個人) 正会員(個人)の入会金を納入した者。
- (2)賛助会員(団体) 賛助会員(団体)の入会金を納入した者。

### (役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)幹事 若干名
- (4)監事 2名

### (役員を選出)

第6条 役員を選任は、次の通りとする。

- (1)会長、副会長、幹事及び監事は、総会において選出する。  
ただし、役員は、正会員(個人)のなかから選出するものとする。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1)会長は、会を代表し、定例総会、臨時総会、役員会を招集し、会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(3)幹事は、正副会長とともに会の企画・遂行に必要な立案並びに会務を執行する。

(4)監事は、会務並びに会計の監査を執行する。

#### (役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (機関会議)

第9条 この会の機関会議は、定例総会、臨時総会、役員会の3種とする。

(1)定例総会は、毎年1回春季に開催し、決算・事業報告、予算・事業方針、役員選出など必要な事項を付議決定する。

(2)臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は、正会員(個人)の3分の1以上の要求により会長が招集する。

(3)役員会は、定期的を開催する。それ以外で会務執行に必要が生じたときは、会長が役員会を招集する。

#### (議決)

第10条 議事は、正会員(個人)出席者の過半数以上の賛意をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

会則の改正は、正会員(個人)出席者の3分の2以上の同意を要する。

#### (財政)

第11条 この会の財政は、入会金、寄附金などによりまかなうものとする。

#### (入会金)

第12条 この会の入会金は、次の通りとする。

(1)正会員(個人) 1,000円

(2)賛助会員(団体) 10,000円

ただし、脱会しても入会金は返還しないものとする。

#### (会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (事務局)

第14条 この会の業務を処理するために事務局を置く。

事務局は会長が任命する。

#### 附則

1 この会則は、平成21年10月17日より制定施行する。

2 この会則は、平成24年5月19日に一部を改正。